



長野県報

10月9日(木)
平成26年
(2014年)
第2614号

目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾 病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地 の変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保 健・疾病対策課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	5
公共測量の終了（建設政策課）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働課）	5
長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の開催（環境政策課）	6
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	8
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	8
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	8
建設業法に基づく処分（建設政策課）	8
土地改良区役員の氏名の変更の届出（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	9
一般競争入札（5件）（河川課）	10
特定調達契約に係る落札者の決定（通信指令課）	14
随意契約の相手方の決定（通信指令課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	15
正誤（森林づくり推進課）	16

長野県告示第562号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
クスリのアオキ大塚薬局	長野市青木島町大塚字北島916番1	平成26年10月1日
モリキ薬局まゆみ田店	長野市檀田2丁目30番7号	平成26年10月1日
湯の原スズラン薬局	松本市里山辺1156-1	平成26年10月1日
ふくろう薬局	飯田市松尾久井2408-1	平成26年10月1日
てんじん薬局	小諸市大字諸343-1	平成26年10月1日
ももせ薬局	松本市大字中山1014-2	平成26年10月1日
佐久平薬局	佐久市佐久平駅北19-14	平成26年10月1日
訪問看護ステーションほのか	佐久市臼田61-4 フォープル白樺102号室	平成26年10月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第563号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
丸子中央総合病院 上田市上丸子335-5	丸子中央病院 上田市中丸子1771-1	平成25年8月14日

保健・疾病対策課

長野県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
佐久平薬局	佐久市佐久平駅北19-14	平成26年9月30日
ももせ薬局	松本市中山1014-2	平成26年9月30日

保健・疾病対策課

長野県告示第565号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字曲尾17428の2、17439の1、字黒土17457の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字曲尾17428の2・17439の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字黒土17457の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第566号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字二ノ渡戸9023の1、9023の3、9023の4、9023の6、9024、9025の1、9025の2、9026の1、9026のイ、9027の1、9027の2、9027のイ、9028、9029の1、9029の2、9029のイ、字仏公傳9071の1から9071の6まで、9071の14から9071の20まで、字大笛倉9329の1、字ロフ窪9383のイの1、9383のイの2、9383のロの1、9383のロの2、9386のロの1、9386のロの2、字日向入山9487の23、9487の27、9487の28

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏公傳9071の15、9071の16、9071の18から9071の20まで、字ロフ窪9386のロの1、9386のロの2、字日向入山9487の23・9487の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第567号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字上諏訪字大久保5370の4、5370の5、5371、5378、5379、5392から5400まで、5401の1、5401のロ、5402、5403、5404の1、5404のロ、5405、5406、5407の1、5408の1、5408の2、5409、5410、5411のイ、5411のロ、5412から5415まで、5416の1、5416のイ、5417、5418、5419の1、5419の2、5420、5421、5424から5427まで、5428の1、5428の2、5429、5430の1、5430の3から5430の5まで、5430のイ、5430のロの1、5430のロの2、5430のハの2、5430のニの1、5430のニの2、5431の3、5431の5、5431の7、5431の10から5431の12まで、5431の23から5431の27まで、5431の29、5431の30、5431の33、5432のイ、5432のロ、5433、5434、5435のイ、5435のロ、5436、5437、5439、5441から5445まで、字二ノ久保5482の9から5482の12まで、5482のイ、5482のニ、5482のホ、5482のチ、5482のリ、5482のヌ、5482のル、5482のヲ、5482のワ、5482のカ、5482のヨ、5482のタ、5482のソ、5482のツ、5482のク、5482の子

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市八坂字大石2101の1、2101の2、字石原田2295のイの2、字堂ノ脇2296の1、2296の2、字大才神2073のイ、字青西畠2076、2082、字横ツリ2080のイ、2080のロ、字立畠2083、字立畠道上2084、字日影2122、2140、2144、2146、2147、2148の1、2148の2、2149、字丸畠2145、字石畠2803のロ、字平倉15635の1、15635の8(国有林)、15635の9、15637、15638の1、15638の2(国有林)、15639の1、15639の2、15651の1、15651の2、15652の1、15652の2(国有林)、字大田平15640から15647まで、15650

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

明科光2573の12、明科中川手6283、明科東川手10279、10287から10293まで、10306、10307、10308のイ、10318の1、10318の2、10319、10320、10322、10325、10328、10337の1、10337の2、10339、10341、10343から10346まで、11192のイ、11200、13378のイ、13380、13381の1、13381の2、13382

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第570号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村睦沢8190、8191、8221、8222の1、8423の2、8430の3、8441の2、8471の3、8733の1、8736の1、8737の1、8738、8744の1、8744の3、陽翠4888の5、4888の7、5987の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

睦沢8190、8191、8221、8222の1、8423の2(次の図に示す部分に限る)、8430の3、8441の2、8471の3、8733の1、8736の1、8737の1、8738、8744の1、8744の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市明科光2573の12(次の図に示す部分に限る)、明科七貴3890、3891の2、3892、3897の2、3914の1、3914の2、3921の1、3921の4(国有林)、3922の1、3922の3・3922の4(以上2筆国有林)、6770、明科中川手6283、明科東川手10279、10287から10293まで、10306、10307、10308のイ、10318の1、10318の2、10319、10320、10322、10325、10328、10337の1、10337の2、10339、10341、10343から10346まで、11192のイ、11200、13378のイ、13380、13381の1、13381の2、13382

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

長野県告示第571号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年6月20日から平成27年1月30日まで

3 作業地域

下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第572号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

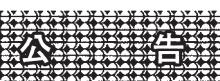
2 作業期間

平成26年4月16日から平成26年9月24日まで

3 作業地域

安曇野市

建設政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際保健支援会

3 代表者の氏名

横内 定明

4 主たる事務所の所在地

松本市筑摩三丁目15番31号

5 定款に記載された目的

本法人は、地域を含め地球上に住む全ての人々に対して、身体的、精神的、社会的、スピリチュアルな視野から総合的な支援を行い、全人類が健康的な生活を送れる社会の建設に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人らっぽの会

3 代表者の氏名

井上 繁

4 主たる事務所の所在地

伊那市山寺2002番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人等に対して、作業所やグループホーム等の運営に関する事業を行うと共に、当事者、家族、支援者、一般市民等への相談や啓発に努め、よって地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新田の風

3 代表者の氏名

井 益雄

4 主たる事務所の所在地

上田市中央西二丁目13-18

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、医療職、介護職、自治会、ボランティア、行政等を総合的にコーディネートし、更に地域住民の相互扶助等により、主に高齢者等に対して明るい社会を提供する事業を行い、同時に地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。